

新型コロナウイルスワクチンの接種について

予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）（改正イメージ）

（予防接種の勧奨及び予防接種を受ける努力義務に関する規定の適用除外）

第●条 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。以下この条において同じ。）に係る予防接種を行う場合において、法第八条第一項及び第九条第一項の規定は、五歳以上六十五歳未満の者であつて、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を既に二回受けたもの（心臓、腎臓、肝臓又は呼吸器に慢性の機能の障害を有する者その他の厚生労働省令で定める者を除く。）に対しては、適用しない。

2 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を行う場合において、法第八条第二項及び第九条第二項の規定は、前項に規定する者の保護者に対しては、適用しない。

2. 本日の論点【1】2023年度の接種について (5-2) 重症化リスクが高い者について

事務局案

- 2023年度の接種における重症化リスクが高い者は、
- ① **高齢者（65歳以上の者）**
 - ② **以下の基礎疾患を有する者その他重症化リスクが高いと医師が認める者**
としてはどうか。

18歳未満の方の場合

以下の病気や状態の方で、通院／入院している方

1. 慢性呼吸器疾患
2. 慢性心疾患
3. 慢性腎疾患
4. 神経疾患・神経筋疾患
5. 血液疾患
6. 糖尿病・代謝性疾患
7. 悪性腫瘍
8. 関節リウマチ・膠原病
9. 内分泌疾患
10. 消化器疾患・肝疾患等
11. 先天性免疫不全症候群、HIV感染症、その他の疾患や治療に伴う免疫抑制状態
12. その他の小児領域の疾患（高度肥満、早産児、医療的ケア児、施設入所や長期入院の児、摂食障害）

18歳以上の方の場合

1. 以下の病気や状態の方で、通院／入院している方

- ① 慢性の呼吸器の病気
- ② 慢性の心臓病（高血圧を含む。）
- ③ 慢性の腎臓病
- ④ 慢性の肝臓病（肝硬変等）
- ⑤ インスリンや飲み薬で治療中の糖尿病又は他の病気を併発している糖尿病
- ⑥ 血液の病気（ただし、鉄欠乏性貧血を除く。）
- ⑦ 免疫の機能が低下する病気（治療中の悪性腫瘍を含む。）
- ⑧ ステロイドなど、免疫の機能を低下させる治療を受けている
- ⑨ 免疫の異常に伴う神経疾患や神経筋疾患
- ⑩ 神経疾患や神経筋疾患が原因で身体の機能が衰えた状態（呼吸障害等）
- ⑪ 染色体異常
- ⑫ 重症心身障害（重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態）
- ⑬ 睡眠時無呼吸症候群
- ⑭ 重い精神疾患（精神疾患の治療のため入院している、精神障害者保健福祉手帳を所持している、又は自立支援医療（精神通院医療）で「重度かつ継続」に該当する場合）や知的障害（療育手帳を所持している場合）

2. 基準（BMI 30以上）を満たす肥満の方

予防接種法施行規則(昭和23年厚生省令第36号)(改正後イメージ)

(新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の勧奨及び予防接種を受ける努力義務に関する規定の適用除外から除かれる者)

第●条 令(注:予防接種法施行令)第●条に規定する厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。

- 一 心臓に慢性の機能の障害を有する者
- 二 腎臓に慢性の機能の障害を有する者
- 三 呼吸器に慢性の機能の障害を有する者
- 四 肝臓に慢性の機能の障害を有する者
- 五 免疫の機能を低下させる疾患にかかっている者
- 六 免疫の機能を抑制する治療を受けている者
- 七 免疫異常に伴う神経疾患又は神経筋疾患にかかっている者
- 八 神経疾患又は神経筋疾患を原因とする身体機能の低下が認められる者
- 九 染色体に異常を有する者
- 十 血液疾患にかかっている者(十八歳以上であつて、鉄欠乏性貧血にかかっている者を除く。)
- 十一 十八歳以上であつて、インスリンその他の糖尿病治療薬を用いた糖尿病の治療を受けている者又は合併症を引き起こしている糖尿病の患者
- 十二 十八歳以上であつて、睡眠時無呼吸症候群の患者
- 十三 十八歳以上であつて、重い精神疾患にかかっている者
- 十四 十八歳以上であつて、知的障害を有する者
- 十五 十八歳以上であつて、BMI(次の算式により算出した値をいう。)が三十以上である者
BMI=体重(kg)÷身長(m)²
- 十六 十八歳未満であつて、代謝性疾患にかかっている者
- 十七 十八歳未満であつて、悪性腫瘍の患者
- 十八 十八歳未満であつて、膠原病の患者
- 十九 十八歳未満であつて、内分泌疾患にかかっている者
- 二十 十八歳未満であつて、消化器疾患にかかっている者
- 二十一 第一号から前号までに掲げる者のほか、新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))であるものに限る。以下同じ。)にかかった場合に重症化するおそれ大きいと医師が認める者

※赤字が改正箇所

參考資料

新型コロナウイルスワクチンの臨時予防接種に係る法令の体系

5/8施行時点

感染症法等一部改正法※1による改正前の予防接種法(昭和23年法律第68号)

<改正法附則第14条の規定により効力が継続>

厚生労働大臣は、新型コロナウイルス感染症のまん延予防上緊急の必要があると認めるときは、市町村長に対し、臨時の予防接種の実施を指示することができる。【附則7条1項】

第6条第3項みなしで適用

政府は、ワクチン製造販売業者と損失補償契約を締結することができる。【附則8条】

感染症法等一部改正法※1による改正後の予防接種法

その他必要な事項は政令又は省令で定める。【11条】

勸奨・努力義務規定を適用しない者を政令で指定することができる。【第9条の2】

国庫は、都道府県又は市町村の支弁する額の全額を負担する。【第27条第2項】

予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)

●接種勸奨・努力義務の適用除外の範囲【〇条】

※5～64歳であって、初回接種を完了し、基礎疾患を有さない者には適用しない。

感染症法等一部改正に伴う整備省令※2による改正前の予防接種法施行規則(昭和23年厚生省令第36号)

<整備省令附則第4項の規定により効力が継続>

- 使用するワクチンのタイプ(mRNA、組換えコロナウイルス)【附則17条】
- 接種済証の記載事項【附則18条】
- 予防接種証明書書の交付とその様式【附則18条の2】
- 副反応疑い報告基準【附則19条】

感染症法等一部改正に伴う整備省令※2による改正前の予防接種実施規則(昭和33年厚生省令第27号)

<整備省令附則第4項の規定により効力が継続>

- 接種不適当者【附則6条】
- 接種の方法(回数、接種量、接種間隔、交互接種等)【附則7・8・9条】

※ 省令で定める接種間隔は、間違い接種にならない最低ラインを示すものであり、標準的な接種間隔は自治体向け手引き・実施要領に記載。

「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について(指示)」(令和3年2月16日付け厚生労働省発健0216第1号厚生労働大臣通知)

新型コロナウイルスワクチン接種に係る

- 対象者：市町村の区域内に居住する生後6月以上の者
- 実施期間：令和3年2月17日～令和6年3月31日
- 使用するワクチン(及びワクチン毎の対象者)：
 - ・初回接種は、ファイザー社の従来ワクチン(12歳以上用、5～11歳用、6か月～4歳用)、武田社ワクチン(ノババックス)
 - ・令和4年秋開始接種は、ファイザー社の2価ワクチン(5-11歳用)
 - ・令和5年春開始接種は、ファイザー社の2価ワクチン(12歳以上、5-11歳用)、モデルナ社の2価ワクチン、武田社ワクチン(ノババックス)

いわゆる“大臣指示通知”

「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き(自治体向け手引き)、臨時接種実施要領

- 自治体事務の詳細(接種順位の考え方等)
- ワクチン各論(詳細な使用方法、標準的な接種間隔等)
- 省令・大臣指示等の解釈
 - ・交互接種の「必要がある場合」(実施規則)の具体的内容
 - ・初回接種等に「相当する注射」(実施規則)の具体的内容

※1 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律(令和4年法律第96号)(令和4年12月9日公布・一部施行)

※2 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令(令和4年厚生労働省令第165号)(令和4年12月9日公布・施行)

(注) 上記は、新型コロナウイルス感染症に係る臨時接種の実施に関して特に定められた規定等を抜粋するものであり、特段規定が置かれていない事項については、予防接種法等の一般規定に従うこととなる。 6